

加古川市病院跡地活用事業者選定委員会について

1 加古川市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、執行機関及び地方公営企業の管理者(以下「執行機関等」という。)の附属機関として次の機関を設置する。

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	加古川市病院跡地活用事業者選定委員会	加古川西市民病院及び加古川東市民病院の跡地を活用する事業者の候補者の選定に関する事務

2 加古川市病院跡地活用事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市附属機関の設置に関する条例(昭和32年条例第1号)

第2条の規定に基づき、加古川市病院跡地活用事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る事項についての答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、出席した委員の過半数の者の同意を得たときは、公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。